

職員の懲戒処分について (個人情報漏洩)

令和5年10月18日付で行った懲戒処分について、報告します。

1 対象職員

福祉長寿部 生活支援課 主査 (53歳) 男性

2 処分内容

減給1か月(10分の1)

3 処分事由

地方公務員法第29条第1項第1号

(法令違反があった場合)

地方公務員法第29条第1項第3号

(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)

地方公務員法第33条

(信用失墜行為の禁止)

4 処分日

令和5年10月18日

5 事故発生年月日

令和5年6月9日

6 事故の概要

生活保護受給者から当該受給者の現住所の情報を求められた際、業務上取得した当該受給者に係る戸籍の附票の写しの複写を誤って当該受給者に渡したことにより、当該受給者に関係する支援措置対象者の現住所が漏洩した事故。

7 今後の対策について

- ・事故発覚後、担当部署において職員への報告と個人情報の取扱いについて再度指導を行った。今後も、定期的に研修等を実施し、再発防止に努める。
- ・住民基本台帳システムを利用している所属に対し、個人情報の取扱いに関する研修を実施。
- ・本日、職員に対し、副市長名による「綱紀肅正と服務規律の確保」について通知を行い、改めて法律を遵守する義務を負う公務員としての自覚を促し、再発防止に努める。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部人事課 ☎047-366-7306

FAX047-366-5674 ✉ mcjinji@city.matsudo.chiba.jp